電気料金メニュー定義書
【ひむか動力プラン】Ver.2

宮崎瓦斯株式会社

目次

1 実施期日 3
2 定義 3
3 単位および端数処理 3
4 適用条件 4
5 供給電気方式、供給電圧および周波数 4
6 契約電力 4
7 電気料金 4
8 適用期間 5
9 ひむか動力プランの定義書の変更および廃止 5
別表 6
1 燃料費調整 6
2 離島ユニバーサルサービス調整 8

電気料金メニュー定義書【ひむか動力プラン】（以下「ひむか動力プランの定義書」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「電気需給約款」といいます。）にもとづき、動力をご使用のお客さまへ電気を小売するときの料金その他の条件を定めたものです。

なお、ひむか動力プランの定義書に定める基本料金、電力量料金、最低月額料金、燃料費調整および離島ユニバーサルサービス調整における基準単価の金額は、全て消費税等相当額を含みます。

1 実施期日

ひむか動力プランの定義書は、2026 年 11 月検針分より実施、適用します。

2 定義

次の言葉は、ひむか動力プランの定義書において、それぞれ次の意味で使用します。なお、電気需給約款に定義される言葉は、ひむか動力プランの定義書においても同様の意味で使用します。

(1) 夏季
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

(2) その他季
毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

(3) 貿易統計
関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(4) 平均燃料価格計算期間および離島平均燃料価格計算期間
貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を計算する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間とします。）をいいます。

3 単位および端数処理

ひむか動力プランの定義書において電気料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりとします。

(1) 契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

4 適用条件

ひむか動力プランの定義書にもとづく電気料金メニュー（以下「ひむか動力プラン」といいます。）は動力をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

① 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

② 1 需要場所において当社の電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が原則として 50 キロワット未満であること。

ただし、50 キロワット以上であるものについても、送配電事業者等が技術上または経済上低圧での供給が適当と認めたときは、当社においても同様の取扱いといたします。この場合、送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

③ 当社からの供給に変更する直前に供給を受けていた小売電気事業者との間で、契約負荷設備または契約主開閉器に基づき、契約電力（1 キロワット以上となるときに限ります。）を定めていたこと。

5 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえないと送配電事業者等が認めた場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

6 契約電力

(1) 契約電力は、当社からの供給に変更する直前に供給を受けていた小売電気事業者との間で定めている値といたします。ただし、契約電力を変更する場合その他の場合にあっては、お客さまからのお申し出によって、当社より送配電事業者等に申請した内容に基づき、当該送配電事業者等が決定した値といたします。

なお、当社または送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流または設定された契約負荷設備の容量を、必要に応じて確認いたします。

7 電気料金

(1) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,093.29 円

(2) 電力量料金

1か月の電力量料金は、電気需給約款 14（電気の使用期間）に定める当月の使用電力量により、次のとおりとします。また、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。ただし、別表 1（燃料費調整）(1)①によって計算された平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)④によって計算された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1（燃料費調整）(1)①によって計算された平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)④によって計算された燃料費調整額を加えたものとし、別表 2（離島ユニバーサルサービス調整）(1)①によって計算された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は，別表 2（離島ユニバーサルサービス調整）(1)④によって計算された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 2（離島ユニバーサルサービス調整）(1)④によって計算された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は，別表 2（離島ユニバーサルサービス調整）(1)④によって計算された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	17．38 円	15.69 円

8 適用期間

(1) ひむか動力プランの適用開始日は、電気需給約款 6（電気需給契約の申し込み）に定める電気需給契約の申し込みの場合には、電気需給約款 9（電気の供給開始）(1)に定める供給開始日とし、電気需給約款 31（他の電気料金メニューへの変更）に定める電気料金メニューの変更の場合には、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量日とします。

(2) ひむか動力プランの適用期間は、(1)に定める適用開始日から、お客さままたは当社による解約または廃止により契約が消滅する日までとします。

9 ひむか動力プランの定義書の変更および廃止

(1) 当社は、ひむか動力プランの定義書を変更する場合には、電気需給約款 4(本約款等の変更)に準じます。

(2) 当社は、ひむか動力プランの定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。

(3) ひむか動力プランの定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款 4（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。

別表

1 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の計算

① 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって計算された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0053　β＝0.1861　γ＝1.0757

なお、各平均燃料価格計算期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

② 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって計算された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

イ　1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合燃料費調整単価

＝（27,400 円－平均燃料価格）×（(2)の基準単価÷1,000）

ロ　1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合燃料費調整単価

＝（平均燃料価格－27,400 円）×（(2)の基準単価÷1,000）

③ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格計算期間の平均燃料価格によって計算された燃料費調整単価は、その平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

各平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりとします。

平均燃料価格計算期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間

④　燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に②によって計算された燃料費調整単価を適用して計算します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値で、次のとおりとします。

1キロワット時につき	0.136 円

2 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の計算

① 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって計算された値とします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

離島平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α＝1.0000　β＝0.0000　γ＝0.0000

なお、各離島平均燃料価格計算期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

② 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって計算された値とします。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

イ　1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合離島ユニバーサルサービス調整単価

＝（79,300 円－離島平均燃料価格）×（(2)の基準単価÷1,000）

ロ　1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 79,300 円を上回り、かつ、119,000 円以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

＝（離島平均燃料価格－79,300 円）×（(2)の基準単価÷1,000）

ハ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

＝（119,000 円－79,300 円）×（(2)の基準単価÷1,000）

③　離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格計算期間の離島平均燃料価格によって計算された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格計算期間に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

各離島平均燃料価格計算期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりとします。

離島平均燃料価格計算期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間

④　離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量に②によって計算された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して計算します。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値で、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	0.003 円